

【対外発信要領】

情報公開法の改正について

平成22年8月25日
外交記録公開・情報公開室

【問】

25日付朝日新聞（朝刊）は、昨24日、「行政透明化検討チーム」で情報公開法の改正案（大臣案）が提示されたことに関し、「外務省は「専門知識や経験を持つ者でないと正しい対応はできない」と抵抗したが、説得力がある言い分とは思えない」などと報じているところ、事実関係如何。

【発信キーワード】

- ・当省としては、積極的な情報公開が重要との認識。
- ・当省は、国の安全等の情報を不開示とする場合に行政機関の長の判断を優先するとの規定の見直しや、インカメラ審理の導入に関し、これまで「行政透明化検討チーム」に対し、意見を提出。
- ・同法改正については、今回の改正案提示を受け、更に検討・協議していく所存。

【発信ポイント】

- (1) 24日、「行政透明化検討チーム」において、情報公開法の改正案（大臣案）がとりまとめられた。
- (2) 国民を守り国益を増進する力強い外交は、国民の理解と信頼の上に成り立つものであり、そのためにも、積極的な情報公開は重要。なお、情報公開法の業務においては、原則開示というルールに則りつつ、法に従い、不開示としている。他方、国家安全保障や外交分野の関係では、情報

を対外的に秘匿しておかなければならない要請があるのも事実。同法第5条はかかる要請から置かれていると承知。これまで政務とも相談しながら、情報公開法改正案についてヒアリングの場等を通じて、意見を提示。

(3) 「行政透明化検討チーム」の委員の議論においても、最終的に政治的責任を負うことが想定されていない司法部門が、「高度の政策的判断」や「専門的・技術的判断」を行うことになってしまう懸念があるとの指摘がなされている。

(4) また、インカメラ審理の導入について、裁判官の厳格な守秘義務が確保されない限り情報収集に困難を伴い国益を減じることになりかねないことを懸念している。

(5) 同法改正については、今般の改正案提示を受け、更に検討・協議していく所存。

【参考1】経緯

- 平成22年4月20日 内閣府特命担当大臣（行政刷新）を座長とする「行政透明化検討チーム」を設置。枝野大臣（当時）案を提示。（以降、会合を6回実施）
- 平成22年7月9日 同チームワーキンググループにて、外務省、防衛省、警察庁、法務省、最高裁判所に対するヒアリングが実施され、西村政務官より当省意見を御説明。
- 平成22年8月24日 第6回行政透明化検討チーム会合にて、情報公開法改正案（大臣案）をとりまとめ。

【参考2】関連報道

別添のとおり。

